すべてのこどもたち

0才～18才のすべてのこどもと定義しています。
児童会館を利用するこどもはもちろんのこと、児童会館を利用していないこどもも対象です。

こどもにとって もっともよいことを

私たちは、こどものセーフガーディング行動規範を遵守し、こどもの心と身体と権利が守られる安心安全な環境をつくります。
こどもたちが「自分は大切にされている」という実感を持って、自分らしく過ごすことができる地域の拠点となるよう努めます。
万が一、こどもの安全に関わる疑念が生じたときには、組織の責任として決して見過ごさず、迅速かつ適切な対応を行います。

公益財団法人
さっぽろ青少年女性活動協会

住所 〒063-0051　札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10
問い合わせ先 sapporogkan@syaa.or.jp

2026.3

公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会

札幌市
児童会館・ミニ児童会館 こどものセーフガーディング

Well-Being

こどもにとってもっともよいことを
こどもと一緒に考える

セーフガーディングとは

「こどものセーフガーディング」とは、関係者によるこどもへの虐待など、こどもの権利に反する不適切行為を防ぎ、こどもをまんなかに考えた安心安全な活動と運営を目指す組織的な取り組みです。

児童会館の役割

児童会館・ミニ児童会館は、こどもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、権利の主体であることを感じつつ、自由に来館して過ごすことのできる施設です。遊びをとおして、こどもたちの心身を育成し、情操をゆたかにすることを目的としています。

行動規範 ～職員がこどもとかかわるときに大切にしていること～

私たちは、こどもにとってもっともよいことはなにかを、こどもと一緒に考えます。
こども一人ひとりに寄り添い、こどもの気持ちや意見を大切にします。

1. こどもの権利を保障する立場であることを自覚し行動します。
2. こどもと気持ちを共有し、こどもの声を大切にします。
3. こどもの持つ力を信じ、時に関わり、時に見守り、こどもの成長の機会を第一にします。
4. こども一人ひとりがこどもの権利を理解し意見表明・参画する柱となるよう、こどもの持つ力を引き出します。
5. こどもについて職員間で共有しコミュニケーションに努めます。
6. こどもの発達・安全に危険を察知した場合は、内外問わず安全確認のため関係機関と連携を図ります。
7. 事業の前に行動規範に反する活動内容でないかどうかを話し合います。
8. 行動規範に則り、こどもたちが安心安全に活動できる環境を整えます。
9. 不適切な行為が見過ごされないように、こどもに関わる一人ひとりが責任を持ちます。
10. 可能な限り第三者の目が届く場所で、こどもと過ごします。

子どもの権利条約 4つの原則

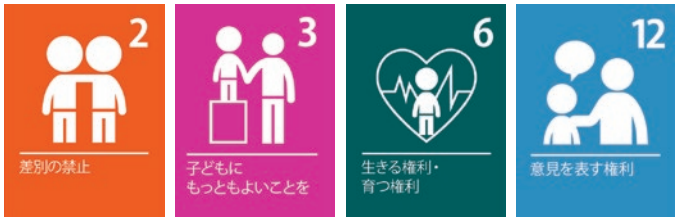

出典：
日本ユニセフ協会

権利を守るための行動規範

行動規範とは

行動規範は、こどもの権利を守り、こどもの安心安全な環境づくりのための大切な価値観や判断基準、言動を明言したものです。行動規範の基盤はこどもの権利、守られる権利4つの原則を根幹としています。

誰が行動規範を守るのか

・児童会館の職員・児童会館に関わるすべての方
行動規範は公私にわたって遵守することとしています。

行動規範 ～禁止事項～

1. どんな理由があっても、叩く・蹴る等暴力を行うこと
2. 罰を目的とした拘束をもって身体的苦痛を与えること
3. 暴言・無視・脅し・人格や特性を否定する提案・発言など、心理的苦痛を与えること
4. こどもと性的な関係を持つこと
5. 支援が必要な場合を除き、プライベートゾーンを見る・触る・見せる・触らせること
6. 不適切な身体的接触をすること
   発達段階に合わせた適切な対応に努めます
7. わいせつなことを連想させる言動をすること
   こどもにわいせつな画像や動画を見せること
8. 性的嗜好の対象となるような写真の撮影や掲載をすること
9. 宿泊行事において、こどもと同室で寝ることや一緒に入浴すること
   ※ただし支援が必要な状況かつ上長の許可を得ている場合を除く
10. こどもが困っている状態や危険な状況のまま放置すること
11. 性的、金銭的、労働力としてなど、いかなる理由においても、こどもを個人の利益や欲求のために利用すること
12. 差別やえこひいきなどによって、他のこどもと異なる扱いをしたり、集団から排除、また加担すること
13. 支援が必要な場合を除き、子どもが自分でできることを必要以上に手伝うこと
14. こども本人及び保護者の承諾を得ずに写真や動画の撮影や使用すること
    記録時に個人端末を使用すること
15. 撮影した写真や動画を私的な理由で使用すること
16. 活動上知り得た情報や個人を特定できるような内容を外部に漏らすことや、個人のSNS等に発信すること
17. 活動外において、こどもや利用者と個人的な連絡を取ったり、取ろうとしたり、会ったりすること
18. こどもが暴力や虐待の被害にあいやすい状況や環境をつくること
19. 行動規範違反との疑念を持たれかねない行動や状況に自分自身を置くこと